

# 道路協力団体の行う道路占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

パトロールから戻りました。

渡邊課長

何か問題はあったかい？

栗本係員

いえ、特に問題はありませんでした。あれ、大野君は？

渡邊課長

占用の相談が来ていたので別室で対応中だよ。

栗本係員

あ、ちょうど終わったみたいですね。大野君、どんな案件だった？

大野係員

道路協力団体から道路占用協議の相談があったんです。

栗本係員

そういえば先日、道路協力団体の指定がされていたね。ところで大野君は道路協力団体がどのような団体か知っているかい？

大野係員

確か、昨年の道路法改正で創設された制度で、民間団体等との連携による道路の管理の一層の充実を図るため、道路利用者のニーズに対してきめ細やかな対応を行う団体に対して道路管理者が指定をするものですよね。

栗本係員

そうだね。道路に関する工事として花壇を整備したり、道路の維持として道路の清掃を行ったりできるんだけど、それ以外にはどのような活動を行うのかな。

## 大野係員

そこまでは覚えていませんでした。え〜っと…（道路法を読み始める）、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物等で国土交通省令で定めるものの設置又は管理や道路に関する知識の普及及び啓発などを行うことができるようです。

## 栗本係員

その通り。ところで、「安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物等で国土交通省令で定めるもの」とはどのようなものがあるかわかるかな？

## 大野係員

道路法施行規則第4条の20で定められていますね。例えば「看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの」や「食事施設又は購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」などがあるようです。

## 栗本係員

そうだね。道路の清掃や歩行者等に対して通行を注意する看板の設置などで道路管理に協力してもらいつつ、オープンカフェなどを設置して、その収益により活動資金を調達できるようにしたんだ。

## 大野係員

でも、道路法施行規則第4条の20で掲げられている工作物等は道路協力団体でなくても設置できますよね？指定を受けることのメリットって何だろう。

## 栗本係員

いいところに気が付いたね。メリットに関する規定がないか道路法をよく見てごらん。

## 大野係員

あ、道路法第48条の24において、道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例として「道路協力団体が第48条の21各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。」とされていますけど、これがどういうことを指しているのか、よくわかりません。

## 栗本係員

じゃあ、道路法第32条から丁寧に追っていきこうか。基本的なことだけど、道路法第32条第1項では、同条に掲げる工作物等であり、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないとされているよね。

## 大野係員

はい。

**栗本係員**

じゃあ、次に占用の許可基準を定めている道路法第33条を見てみようか。道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、政令で定める基準に適合する場合は、第32条第1項又は第3項の許可を与えることができるとされているよね。つまり、どういうことかな？

**大野係員**

え〜っと、道路法第33条は第32条の許可に対する基準だから、第48条の24により協議が成立することをもって第32条の許可があったこととみなす道路協力団体には適用されないということですね！

**栗本係員**

その通り！ただ、第48条の24に基づく特例は、道路協力団体が業務として行う行為に対して適用されるものだから、道路協力団体だからといって無条件に適用することのないよう、注意しなくちゃいけないよ。

**大野係員**

はい。

**栗本係員**

さて、法律上の規定はこうなっているけど、このまま判断してしまっているのかな？

**大野係員**

そういえば、本省から占用の取扱いに関する通達<sup>\*1</sup>がきていたので、確認してみます。

**栗本係員**

どうだった？

**大野係員**

道路法第33条の許可基準は適用されないものの、道路協力団体が行う道路占用についても、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものである必要があるので、原則として、政令基準及び通達に定める基準に適合している必要があるとされています。

**栗本係員**

つまり、無余地性の基準以外は通常の占用と同様に扱うということだね。

**渡邊課長**

ある程度理解できたようだね。

**大野係員**

はい。道路協力団体の指定を受けるといいことばかりですね。僕の父親は定年退職をして暇を持って余して家の掃除ばかりやっているので、道路協力団体になって道路の清掃をやってもらいつつ、オープンカフェで稼いだお金でおいしいものでも御馳走してもらおうかな。

## 渡邊課長

う～ん…今の話にはいくつか問題があるけど、わかるかな？

## 大野係員

えっ！ちょっと調べてみます。(道路法を読み始める)

## 大野係員

わかりました！道路協力団体は業務を適正かつ確実に行うことができると認められる「法人」や「団体」が対象となるから、僕の父のような「個人」では指定を受けることはできないということですね。

## 渡邊課長

そうだね。他はわかるかな？

## 大野係員

う～ん。法律や通達を見る限り問題はなさそうですが…。

## 渡邊課長

(おや、栗本くんもわからなそうな顔をしているな。ここは1つヒントを出してあげるか) ところで、道路協力団体に関する通達は先ほどの占用の取扱いに関する通達だけかな？

## 栗本係員

あ、そういえば他にも本省から通達<sup>\*2</sup>がきてましたね！すっかり失念していましたので、ちょっと確認してみます。

## 栗本係員

えっと、道路協力団体として指定されるには、オープンカフェなどで収益を得ようとする場合は、その収益に見合う道路に関する工事又は道路の維持を実施する見込みがないといけないようです。

## 渡邊課長

そうだね。他にも、道路協力団体として活動を行う区間において、直近数年間にわたる継続的な清掃や除草等の公的活動を行っている必要もあるから、今まで道路管理に協力してなかった団体が収益活動を行うことを目当てに指定を受けようとすることはできないよ。

## 大野係員

じゃあ、僕の父親が道路協力団体になって、収益でおいしいものを食べに行くことはできないですね。

(業務終了のチャイム)

## 栗本係員

さて、大野君も道路協力団体について一通り理解したみたいだし、勤務時間も終わったので、今日は

給料日だから食事にでも行きませんか？

**大野係員**

いいですね！ところで、業務の一層の充実を図るため、課長の収益を使って部下との連携を深める必要があると思うので、今日は課長の奢りということでもいいですか？

**栗本係員**

先日、僕が占有許可をしたオープンカフェでお酒も飲めるらしいので、早速行ってみましょう！

**渡邊課長**

しょうがないなあ。

※1 道路協力団体が行う道路占有等の取扱いについて（平成28年12月26日付け国道利第19号）

※2 道路協力団体の指定について（平成28年6月3日付け国道環調第12号）